

北海道告示第11216号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和3年9月28日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
夕張市財政再生支援バス 運行対策費補助事業 夕張市の財政再生を確実に進めるとともに、市民生活や地域経済に与える影響を最小限にとどめ、地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、その運行に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	乗合バス事業者であって、次の要件の下で夕張市生活交通路線を運行する者 (1) 総合振興局等協議会において地域住民にとって必要と認められた運行サービスの提供ができること。 (2) 夕張市生活交通路線の運行において十分な安全性等の確保ができること。	夕張市生活交通路線の運行事業に要する経費のうち、夕張市財政再生支援バス運行対策費補助金交付要綱（令和3年9月27日付け交通第378号。）第4条に規定する額。ただし、同条ただし書に規定する額を限度とする。	2分の1以内	別に指示する様式	—	提出部数 1部 提出期限 令和3年10月31日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課	—	実績報告は要しない。